

環境産業委員会会議録

- 1 期 日 平成26年3月13日(木)～14日(金)
- 2 会 場 第1委員会室
- 3 開会時刻 13日 午後 0時57分 ～ 午後 4時45分 (休憩計 9分)
- 4 閉会時刻 14日 午前 9時28分 ～ 午前11時37分 (休憩計 8分)
- 5 出席者 委員長 草賀章吉 副委員長 中上禮一
委員 大石與志登 委員 二村禮一
委員 山本行男 委員 栗原通泰
委員 竹嶋善彦 委員 高木敏男

(当局側) 副市長、環境経済部長、都市建設部長、部付参与、
所管課長ほか

(事務局) 議事調査係 鈴木康倫

- 6 審査事項 議案第1号 平成26年度掛川市一般会計予算について
第1条 歳入歳出予算の補正
歳入中所管部分
歳出中 第2款 総務費(第1項32目のうち所管部分)
第4款 衛生費(第2項、第3項)
第5款 労働費
第6款 農林水産業費
(第1項2目のうち所管部分、第3項2目を除く)
第7款 商工費
第8款 土木費
第3項4目のうち所管部分
第4項5目のうち所管部分、6目・7目を除く
第11款 災害復旧費
- 議案第6号 平成26年度掛川駅周辺施設管理特別会計予算について
- 議案第8号 平成26年度掛川市公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第9号 平成26年度掛川市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第10号 平成26年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業特別会計予算
について
- 議案第19号 掛川市空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 議案第30号 掛川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につ
いて
- 議案第31号 掛川市農業委員会の委員の定数等に関する条例の一部改正
について
- 議案第32号 掛川市営住宅管理条例の一部改正について

閉会中継続調査申し出事項について 12項目

- 7 会議の概要 別紙資料のとおり

以上のとおり、報告いたします。

平成26年3月14日

市議会議長 大石與志登 様

環境産業委員長 草賀章吉

7-1 会議の概要

平成26年3月13日(木)午後0時57分から、第1委員会室において全委員出席のもと開催。

1) 委員長あいさつ

2) 当局(副市長)あいさつ

3) 付託案件審査

[13:01~16:45]

①議案第1号 平成26年度掛川市一般会計予算について

第1条 歳入歳出予算

歳入中 所管部分

歳出中 第2款 総務費(第1項32目のうち所管部分)

第4款 衛生費(第2項衛生費、第3項清掃費)

第5款 労働費

第6款 農林水産業費

(第1項2目のうち所管部分、第3項2目を除く)

第7款 商工費

第8款 土木費

(第3項4目のうち所管部分、
第4項5目のうち所管部分、6目7目を除く)

第11款 災害復旧費

第4款 衛生費

[環境政策課、説明 13:02~13:13]

[質疑 13:13~13:34]

○高木敏男委員

42頁、富士見台霊園墓地使用料で、3,039区画、10区画の金額は、100%の清掃料が入るのか。

●榛村環境政策課長

全額入る算定をしている。現在は、6人の繰越滞納部分がある。

○山本行男委員

新しく作る計画があると思う。待ち望んでいる方がいるが現在の進捗率はどうなっているか。

●榛村環境政策課長

基本的に区域を拡大して、墓地の面積として約3千平米を使える部分があり、将来的にどのように墓地として利用するか検討している。26年度には最終的にどのような形にしていくかを検討していく。その内容として、1つは一区画の墓地とするのか、あるいは将来的に共同墓としていくのかを考えていく。

○山本行男委員

新規の人もお墓を待っている人が多い、なるべくスピードアップして新しい区画を整備して欲しい。

○高木敏男委員

42頁、永代使用料の詳細を詳しく説明して欲しい。

●榛村環境政策課長

土地については、掛川市が名義で持っている。墓地の部分を借り受ける人に権利を持っていただくことで、永代使用料を払って頂いている。金額は、10号から12号墓域は30万円、1号から9号は18万である。

○二村禮一委員

246頁、浜野地区の保全センター解体について、ある程度浜野地区とは話をしているのか。

●榛村環境政策課長

25年度に浜野地区役員と話をしている。26年度に設計、27年度に解体の予定です。

○二村禮一委員

解体費用の金額はいくらか。

●榛村環境政策課長

概算として、解体費は3億円となる。

○栗原通泰委員

240頁、道路交通騒音・振動調査費で、騒音規制が厳しくなった内容があると思うが、今までの騒音82デシベルを若干低く押さえる関係については、どのように考えているか。

●上野公害衛生係長

騒音規制値については、以前と変わっていない。

○栗原通泰委員

夜間についても同じか。

●上野公害衛生係長

同じである。

○山本行男委員

238頁、畜犬、狂犬病のことで、今の犬は番犬よりもペット犬が家の中で殆ど何匹いるか分からない。この辺は、飼い主が登録・注射を怠ると殆ど分からない状況になると思う。正確に掴めるのか。

●上野公害衛生係長

1月現在の登録頭数は8,213頭で室内飼いが増えていて分からない。

年に1、2回飼い方指導を踏まえて地区を限定して、登録していない人には指導している。

○栗原通泰

238頁、太陽光発電施設普及促進委託料150万円の予算が計上されているが、この程度で5年間の20%目標達成はどうか。もっと増やしたのか、減らしたいのか。

●榛村環境政策課長

太陽光発電施設普及促進委託料は、省エネ改正で27年度から罰則等が入ってきて、企業が困ることで、太陽光を設置して省エネに対応しようとして進めることをやっている。また、協働で市内15社程度の設置業者とNPO法人おひさままちづくりと普及促進に努めている。太陽光を公会堂に設置して、セットになるが、スマートコミュニティ事業補助金と合わせて公会堂に設置しながら、住民にピーアルしながら進める。28年度設置に向けて頑張っていく内容である。商工観光課の予算で太陽光設置補助金として買い物券6万円を800件分予算化の予定となっている。

○竹嶋善彦委員

244頁、収集管理費の大東・大須賀地域ごみ処理委託料2億6,300万円は、26年度に掛川市・菊川市の衛生施設組合の見直しがあるが、事務局的な打ち合わせとして大東・大須賀のゴミが受

け入れられるのか進んでいるか、問題は無いのか。

●榛村環境政策課長

昨年の3月に申し入れを市長と議長の名前で受入のお願いの文書を菊川市長・議長に出した。それ以後20回程菊川市と話をしている。案ですが、最終的に26年から5年間いれるとして進んでいる。内容的なものについても20年に覚え書きを締結したものについて文書を入れ込んで、覚え書きを締結できると進んでいる。特に大きな問題はないと考えている。

●安藤環境経済部長

2点ほど変わっている。議員定数の6人と4人の関係と大東・大須賀と分けるのでは無く掛川市のごみと菊川市のごみとして同じ考えで負担金で委託の考えをなくすことで、27年度目処に考えている。全量ごみ割りを考えているので内部で調整していく。掛川収集方式が掛川独自になった時は、掛川市の負担としてやる。

○竹嶋善彦委員

大東・大須賀のごみについては、今の契約をそのまま5年先に持っていく受入体制は、事前に良いと言う感触で、それ以外に、議員定数とかが若干の課題である。27年度位までに大東・大須賀のごみも一緒に入れた物で、再度契約の見直しが図られるという流れでよいか。

●伊村副市長

25年度で大東・大須賀の協定期間が終わる。5年間はOKがでていいる。議員定数とごみの費用負担が均等割りが、20%ごみ割が80%で全量ごみ割で出来ないかがあり、それが認められるならということであるので、短い間では今年度中詰めきれないので、詰める為にもう1年掛けて回答していく。

○草賀章吉委員長

242頁、太田川水系の水をきれいにする会負担金は、どのような会、どんな活動なのか。

●榛村環境政策課長

掛川市、磐田市、袋井市、森町が太田川水系の逆川や原野谷川の部分で出ている。活動内容は、小中学校にお願いして水をきれいにするPR啓発ポスター活動や講演会も年1回実施している。各市持ち回りで実施している。水質調査も行っている。

○草賀章吉委員長

幹事・事務局は持ち回りか。

●環境政策課長

2年ごとに交代となる。現在の事務局は袋井市で、26年度から掛川市となる。

○竹嶋善彦委員

246頁、保全センター解体に3億くらいと言っていたが、特に撤去に関しては、千羽清掃センターの時もダイオキシンや跡地利用等色々問題があった。今回は委託して撤去するが、課題や費用の根拠は。

●榛村環境政策課長

大きな問題は、ダイオキシン問題でその処理対策に経費がかかる。最終決定では無いが、地元役員と話をしている中では、跡地利用として公園や個々の意見では防波堤という意見があるが、大きくは公園系と聞いている。

○草賀章吉委員長

以上で質疑を終了する。

第4款 衛生費

第6款 農林水産業費

第8款 土木費

〔下水整備課、説明 13:35～13:39 〕

〔質 疑 13:39～13:41 〕

○栗原通泰委員

245頁のし尿処理費だが、公共下水が完成したが、その費用はどれくらい増えるのか。

●石山下水整備課長

これはし尿と浄化槽汚泥であり、公共下水とは違った区域となる。これとは連動していない。ただ、パピリオンで処理したものを下水放流をしているため、下水放流するための処理費が一般会計から特別会計に支払いをして処理している。

○草賀章吉委員長

以上で質疑を終了する。

第5款 労働費

第7款 商工費

〔商工観光課、説明 13:42～14:01 〕

〔質 疑 14:01 ～ 14:23 〕

○二村禮一委員

274頁の商工業団体支援金だが、掛川商工会議所、大東町商工会、大須賀町商工会、の3つが入っているが、その内訳を教えて欲しい。

●綱取商工観光課長

内訳としては、掛川商工会議所1,125万円、大東町商工会1,011万5千円、大須賀町商工会1,000万4千円である。

○二村禮一委員

その他の商工業振興管理費で浜松のジェットロに出しているけどこれはどういうことに対しての補助なのか。

●綱取商工観光課長

ジェットロは産業振興を支援する機関となる。これまでの取り組みとしては、2年ほど前からお茶のバイヤーを海外から呼んだりなどしてきた。4月7日に浜松商工会議所に開設することになり、その負担金として、浜松市から御前崎市まで人口割りなどの負担となる。今後はさらに製造業やお茶を含めた農業についても、海外との貿易関係を築いていきたい。

○高木敏男委員

同じページで産業立地の新規雇用を1人50万円と言うことだが条件とかと言うものはあるのか。年齢的な問題とか、あるいは雇用期間が最低でも1年以上であるとか、そういう条件みたいなものはあるのか。

●赤堀企業立地推進係長

年齢制限はない、静岡県との協調補助金として県内で1名新規に雇用すれば50万円となる。仮に5人増えれば250万円となる。成長分野の企業には上限は3億円、その他製造業、物流施設については上限2億円である。土地に対する補助が上限に達すれば、雇用の補助はなくなる。

○大石與志登委員

252頁の協調融資の関係だが、勤労者住宅建設資金貸付金の融資金がかなりの金額になっているが、今建設資金というのは非常に安い金利で民間にも貸しているわけだが、どれくらいの利率で貸されているのか。

- 村田商工観光課主幹
金利は住宅ローンの1.05%となっている
- 大石與志登委員
今まで貸し付けられた金額で滞納状況はどうか。
- 綱取商工観光課長
滞納の相談はない。
- 竹嶋善彦委員
124頁と278頁の道の駅掛川の件で聞くが、26年度の予算で収入が1,775万3千円と共益費が402万円ということで、26年度の予算計上がされている。25年度の時之栖と道の駅との関連もあったと思うが、その辺の内訳は前年度とこの金額は同じなのかどうか。
- 安藤環境経済部長
条件は引き継いでおり、同じである。
- 竹嶋善彦委員
278頁の川坂屋他と72万円とあるがその内訳を教えて欲しい。
- 高野観光交流係長
72万円の中に、川坂屋と扇屋である。藤文は運営ではなく、施設管理に計上している。
- 竹嶋善彦委員
前年度と金額が変わっていないか。
- 高野観光交流係長
変わっていない。
- 竹嶋善彦委員
川坂屋はいくらになったのか。
- 高野観光交流係長
川坂屋は45万円である。扇屋は27万円である。
- 栗原通泰委員
252頁の緊急雇用対策の中の緑地保全方策検討調査事業委託料は専門職的な人を雇用して、調査分析を行うのか。
- 榛葉都市政策課長
緑の基本計画策定を25年度から実施している。基本計画は掛川市の緑のマスタープランということである。調査の人は一般の人で、まとめる方は専門職の人である。
- 栗原通泰
それは26年度中にまとめるということなのか。
- 榛葉都市政策課長
25年度に調査を行い、26年度にまとめることになる。
- 竹嶋善彦委員
278頁の粟ヶ岳無料休憩所管理委託料120万円ということで、月10万を払っているが25年度は道を改修するということで、長い間休んでいたが、その時の収入に対する補償は別途支払っていたのか。

●高野観光交流係長

水道工事の関係については、ネクスコなどと補償の話をしていたと伺っている。

○二村禮一委員

276頁の風力発電の解体工事はいつ頃から始まるのか。

●高野観光交流係長

水門の工事をしており、3月中に終了予定と聞いている。それが終わり次第進めていく。

○二村禮一委員

完了予定は。

●網取商工観光課長

風力発電の施設だが、地元への周知をする必要がある。施設の解体撤去は、できるだけ早くすすめたい。今後、施設の解体撤去にかかる調査、設計を行い工事発注となる。

○高木敏男委員

258頁に道の駅の施設管理業務委託料ととうもんの里の管理運営委託料との違いは。

●安藤環境経済部長

とうもんの里は指定管理のため管理委託、業務委託は清掃の業務の委託となる。

●伊村副市長

道の駅は市が建物を保有し、道の駅株式会社に賃貸している。トイレ部分は道の駅株式会社に清掃委託している。

○中上禮一副委員長

276頁の風力発電だが、耐用年数が17年ということであるが、民間も同じなのか。

●網取商工観光課長

一般的に大型風力発電施設は17年から20年と言われている。減価償却が17年となっているため、その年を耐用年数としている。建設場所などの立地条件により、耐用年数が変わる。

○中上禮一副委員長

274頁の商工業事業活動費補助金は、それぞれの団体にいくらと言う話があったが例えば大東だと、ストリートや砂の祭典とか別の予算が付いているが、補助金というのはそれ以外にどんなところに使用されているのか。見直しはされているのか。

●網取商工観光課長

新規でイベントを立ち上げる時は、観光協会の各支部が団体として取り組むこともあるが、それに市が支援するかどうかだが、事業費については増額するのは簡単にはできないため、ストリートパフォーマンスは、大勢の人が来て去年も見に行ったが、誘導員がいなかったり、駐車場が十分でないということで、事故がないようにするため、増額する所はある。

●伊村副市長

商工会議所と商工会は、これまでの補助内容を見ると、組織の人件費補助も含めていた。商工会議所が通常業務を行う中で、財源的に不足するものを補助していた。しかし、これだと継続的な補助が必要となり、本来の補助制度の目的に合わないため、行革を進める中で、団体と話をして整理をしてきた。掛川商工会議所と大東町商工会については、本来の業務に対して何割かの補助を出している。砂の祭典は商工会議所本来の業務ではなく、窓口として委託をしているので、大東の商工業者の力になる訳ではない。大須賀町商工会は内部の経営も大変ということで、人件費補助もある。しかし運営計画も出来ているので、健全経営となったときには、人件費補助はやめていく。毎年事業の中身も変わっており、変動がある。

○中上禮一委員

了解した。人件費の補助ということだったので確認したかった。

○山本行男委員

今の関連で、3団体が今でも別々にやっているが、統一は難しいのか。

●伊村副市長

それぞれの団体の判断になるが、今の状況は難しい。仮に商工会同士が統合してその後はあると思うが、まだ先だと思う。それは、それぞれの事業者や工業者の規模や参加団体や事務の進め方の違いもある。特に大東、大須賀町の商工会は同じ物が担保されるかどうかを心配している状況もある。

○草賀章吉委員長

274頁の企業立地促進事業費補助金について2社は決まったのか。

●安藤環境経済部長

焼津水産化学工業と、タイコ エレクトロニクス ジャパンを予定している。

○草賀章吉委員長

商工業振興管理費が昨年と比べて2億7千万円くらい多いが要因は。

●安藤環境経済部長

企業立地促進事業補助金が増えているためである。あとはそれほど変化はない。

○草賀章吉委員長

以上で質疑を終了する。

[休憩 14:23 ~14:32]

第6款 農林水産業費

第11款 災害復旧費

[農林課、説明 14:32 ~ 14:55]

[質 疑 14: ~15:15]

○高木敏男委員

258頁、ジャンボタニシはどの地域の駆除が出来ていないのか。今年で駆除が終わるのか。

●鈴木農林課長

ジャンボタニシにつきましては、昨年多かったのは寺島、千浜の大東農産付近、中地区の積水大東工場付近、東山口、山崎地区が目立った所。捕獲量は平成23年度884kg、平成24年度959kg、平成25年度1392.5kg、まだ減る傾向が見えない状況である。

○高木敏男委員

どんな業者に委託するのか。

●鈴木農林課長

シルバー人材センターに委託している。経験者がいるので委託している。

○二村禮一委員

256頁、担い手育成支援事業とはどういう事業なのか。

●鈴木農林課長

新規就農者に年額所得250万円に満たない方について、年額150万円を最高限度として交付す

る。内訳については、150万円が16人、75万円が8人と見込んでいる。

○二村禮一委員

どういったものか。例えばトマトとか。

●鈴木農林課長

一番多いのは、がんばる新農業人支援事業プログラムで新規に就農したいちご、トマトの方が多い。自分で就農する方も見込んでいる。

○栗原通泰委員

256頁、やるき塾があるが、発足して大分経つが、やるき塾同士相互の情報交換連携はあるのか。

●鈴木農林課長

年に数回塾長会、幹事会をやって情報交換会をしている。連携している事業は、原谷地域塾と掛川地域塾で協働して原谷産のさつまいもで掛川焼酎を作ったりして地域間の連携もある。

○栗原通泰委員

連携が強化されたが、塾長の中で、T P Pの話はでるのか。

●鈴木農林課長

地域塾活動の中で、具体的には聞いていない。

○高木敏男委員

256頁に、農地集積の関係で、離農すると完全に農業データから消えるのか。

●鈴木農林課長

農地基本台帳上の所有者としては残るが、この場合の離農は完全に農地を担い手に貸して農業用機械も処分してしまう。完全に離農したという確認がされた方に対して交付する趣旨のものである。

○中上禮一委員

254頁環境保全型農業支援、13農家が対象ということだが、対象条件があるのか。

●鈴木農林課長

環境保全型交付金の対象者は県の基準があり、慣行農法、肥料が一反当たりどの位だとか、農薬は何回だとか県の定めた基準がある。それより化学肥料で言えば50%以上低減された方が対象となる。

○中上禮一委員

対象地域はあるのか。

●鈴木農林課長

地域としては限定はない。

○草賀章吉委員長

有機農法も対象となるのか。

●鈴木農林課長

対象となる。

○山本行男委員

実際、世界農業遺産となつて、経済効果は見受けられるのか。

●鈴木農林課長

東山いっぽく処の来店者売り上げベースは1.5倍となっている。

○山本行男委員

始めはインパクトがあるが、NHKなど見たが、あれを見ながら興味を抱くのはなかなか無いと思う。ある意味現実というものを押さえなければいけないのではないか。同じようなニュアンスの所で、そこにあった暮らしや文化など民泊で稼いでいる所があった。それだけでは集客できない。生活して根付いている。粟ヶ岳から見た朝の景色は凄い。あそこで朝を迎えないとなかなかできない。生活の根も含めて行く必要がある。

●鈴木農林課長

東山については、市の予算ではなく、平成25年度は県の民間版の緊急雇用対策事業費1,100万円で、いっぽく処への人員配置や地域のグリーンツーリズム、地域資源整備に取り組んだ。来年度も予算には出てこないが、国の都市農村共生対流交付金事業で800万円程度の事業費で今年度に引き続きグリーンツーリズム等の研究と試験実施を行っていく。仕組みとして地元で、民泊等の仕組みが出来ればと思う。

○山本行男委員

粟ヶ岳がメッカとなっている。浜松や焼津など各地から観光客が来ている。あそこは価値があると思う。1回も休まず上まで登って来る方もいる。健康にもいい。整備を整えていけばすばらしくなると思う。

●伊村副市長

もう少し、機動力のある行政体でなければいけない。そのために今回お茶振興課を作ってそこで特化してやっていくように考えている。

○竹嶋善彦委員

関連で粟ヶ岳の頂上の南平は手を加えて景観の整備や活用は考えているのか。

●鈴木農林課長

農林課の管轄ではないが、3年前に粟ヶ岳周辺の整備計画を策定したと思う。来年度は特に予定していない。

○栗原通泰委員

256頁生物多様性調査は調査するだけではなく、危惧される部分に対してどう手を打つかという所を主眼においたものなのか、ただ単に調査なのか。どのような考え方か。

●鈴木農林課長

東山の茶草場については、県によって調査が終了している。五明や倉真や佐東、上内田も含めて新たに農業者の方から茶草場農法として認定申請があった場所に対して調査をするための委託料である。

○草賀章吉委員長

254頁農業委員会費1,196万円。これは、国、県、市の負担率は。

●今駒農業委員会事務局主幹

農業委員会費の負担率につきましては、全体の国県支出金944万1千円、これは職員の給与に対して540万円、残りが農地流動化円滑事業費補助金で、利用集積や耕作放棄地の解消対策に使われる金額。農業者年金基金から事務負担金127万1千円。

○草賀章吉委員長

127万1千円が市ということか。

●鈴木農林課長

職員人件費も入っている。農業委員会職員4名。1,196万4千円の中で計算すると国、県の補助金で人件費を除いたものが、531万1千円。残り465万3千円が一般財源。

○大石興志登委員
森づくり全国サミットがあったが、その予算はどこにあるのか。

●鈴木農林課長
地域支援課所管となる。

○草賀章吉委員長
以上で質疑を終了する。

第2款 総務費

第8款 土木費

[都市政策課、説明 15:16～15:25]

[質 疑 15:25～15:41]

○山本行男委員
木造耐震の補助30万円アップ分は商品券で支給なのか。

●榛葉都市政策課長
そのとおりである。通常は50万円分は補助申請して完了したら、現金支払い。今回検査完了後に完了通知を持って商工会議所に持って行くと改めて30万円分商品券が交付され、それを使っていた。

○二村禮一委員
50頁の長期優良住宅・低炭素建築物認定申請はどのような住宅か。

●榛葉都市政策課長
長期優良住宅とは、数世代にわたり住宅の構造躯体が使用できる劣化対策、維持管理・更新の容易性、バリアフリー性、省エネルギー性などの認定を受けた住宅、また低炭素住宅とはCO₂の排出を減らす工夫をした住まいのことである。両住宅とも認定されることで、住宅ローン減税などの対象となるメリットがある。

○竹嶋善彦委員
建物の耐震診断、計画をしてもらったが、資金的に間に合わない場合に1部屋だけ耐震化しようとした場合は対象か。

●榛葉都市政策課長
資料5頁に耐震診断の関係が記載してある。木造住宅耐震補強工事の要件に、対象が昭和56年5月以前のもの、耐震診断結果が1未満のもの、その結果により0.7なら0.3上げて1以上にしてくださいという要件がある。1部屋だけというふうにはなっていない。建物は棟という考えになっており、補助金の審査もそのようになっている。

○高木敏男委員
老夫婦でやると抵抗がある。和歌山大学か三重大学が1部屋やっても耐震になるとテレビでやっていた。そうゆう現実があると、今後制度自体にも取り入れた方が良いのでは。全部の部屋は抵抗があると思う。大学の研究も進んでいるので、参考にして欲しい。

●米山建築指導室長
ご指摘のことは、シェルター方式ということと思うが、その部屋だけが耐震性があり、周りが全部潰れて1部屋だけ残るということは、構造的に難しい。しかし、それをやったことにより建物全体が耐震性を有するということはあるかと思う。建物の構造的にはバランスよく壁等配置して建物全体が耐震性を有する。局所的に耐震性があっても全体的に潰れるということは起こりうる。耐震補強計画の中で最も合理的に工事が可能か検討していただき、耐震工事費の概算もでるので是非耐震工事をしていただきたいと思います。

○高木敏男委員

超高層ビルが揺れたときに、本来太い杭が20本から50本で支えていれば問題ないが、地中で傾いたときに全重量が一方に傾いたために中で圧力が加わって折れていたのが最近になって発見された。揺れたときに重量がかかるのが今頃になって発見された。時代とともに新しく発見されたり考えだされているので、研究して欲しい。

○山本行男委員

阪神の後に倒れる前提で、潰れても命は守る。かなりコンパクトにやっている自治体がある。全体をやると言っても年寄りはやらない。補助金があるにしても、多額の費用は掛かる。柔軟にやってほしい。先進地があったと思う。

●伊村副市長

その部屋だけ助けようということで、耐震シェルターと防災ベッドを675万円予算化している。1部屋だけ考えたが、それほど数が出ないと考えた。それなら耐震シェルターと防災ベッドにした。希望があれば補正して増やしていきたい。800人の数字を限りなくゼロに持って行くことが究極目標である。予算書316頁の消防費に個人住宅向け防災資機材購入費補助金に入っている。それよりも1部屋を補強することが良いのであれば、柔軟に対応していくつもりである。いろんなアイデアや意見を出していただき、補正するとき新しい制度も入れながら柔軟に対応していく。

○山本行男委員

愛知県だったと思うが、筋交いと費用が掛かるので、パネルで補強すると従来の1/3できるとテレビでやっていた。それができるならやりたい方もいると思う。かなり安く出来るので魅力だと思う。地元の工務店と組んでやっていただきたいと思う。

●伊村副市長

初馬の石神公会堂の耐震をやったが、外側に柱を立てて見ばえもそれで良ければ流行って行くと思う。見た目もあるので、そこもクリアしなければいけないがそれでよければ一気に進むと思う。

○栗原通泰委員

172頁の交通環境改善費の416万5千円引くことの委託料146万8千円で278万円はどのようにしているのか。

●榛葉都市政策課長

非常勤職員賃金である。

○草賀章吉委員長

以上で質疑を終了する。

第2款 総務費

第8款 土木費

第11款 災害復旧費

[土木課、説明 15:42 ~16:00]

[質 疑 16:00 ~16:14]

○高木敏男委員

38ページの急傾斜地崩壊対策事業負担金は、4地区載っており、88ページを見ると、急傾斜地崩壊対策事業費補助金は県補助金として2カ所となっている。基準はどのようにしているのか。

●山下土木課長

環境産業委員会資料の69ページに県施行と市施行する事業がある。県施行の事業のうち、公共と言うことで、国の交付金が入っている事業がある。和田地区は対象家屋が10軒以上あり、国の補助金が入っている。70, 71ページの倉真片山Aと倉真三子島は対象家屋の関係で、県単独事業として県施行だが、国の補助金が入っていない。88ページの倉真三子島、美人ヶ谷については、県費補助対象だが、71ページの倉真三子島をご覧いただくと、区域の真ん中に市道が通っている。図の上側は県施行ではなく、道路管理者である市の施行となり、県費の補助金は貰っている。72ページの美人ヶ谷は今後の事業となり、26年度については、調査段階となり市が測量をやり、それに対して県の補助を貰う。規模や現場条件によって国の補助か県の単独事業、市が県の補助をもらって実施するというように事業が分かれる。

○山本行男委員

補正の時に説明があったが、袋井も実施するようになり、県で取りにくくなってきたといていた。掛川はあとどれくらい残っているのか。

●山下土木課長

警戒区域として市内では1,002カ所ある。事業で対応している箇所は30カ所しか済んでいない。単純に残りの箇所があるが、事業採択に対して条件を満たさない地区がある。それを補完するために、土砂災害ハザードマップを配り、危険区域が分かるようにしている。

○山本行男委員

ハザードマップは印刷費が計上されているが、いつ頃配布予定か。

●事業推進係村上係長

配布時期は、来年度の1月から2月の予定である。

●新堀都市建設部長

県で指定の説明会をやって指定を行い、その後に印刷、配布となるので年度末になる。

○二村禮一委員

ハザードマップが出来たら、その地域には住宅を規制するのか

●山下土木課長

このマップには、区域により色塗りがされている。レッドのエリアは建物の建築は原則的に駄目となる。イエローのエリアは建築方法について他法例の検討が必要になる。これは、掛川市というわけではなく、法律で対応するように決まっている。

○二村禮一委員

現在の建物は立ち退きとかがあるのか。

●新堀経済部長

そこまではないが、国の施策を県で対応するために、地元説明会に行っている。今の建物を直ちに撤去する必要はない。しかし、新たな建築確認申請を提出する時には、比較する材料となる。

○栗原通泰委員

286ページの歩道改良事業費の11路線は、26年度の中で何カ所完了予定か。

●山下土木課長

環境産業委員会資料の3ページの表の載せてある。完了については、6番目の小学校筋違橋線の1路線が完了予定である。

○竹嶋善彦委員

西山口の本村橋梁整備があるが、環境産業委員会資料の51ページで見ると、高畑からの橋を新しく掛け替える作業として考えて良いか。

●山下土木課長

満水協定も西山口からも地区要望があり、元々橋があったが以前台風で流された後、河川改修で流されてなくなったので、復旧して欲しいという要望がある。調査として計上してあるが、川の改修の時に、ここがちょうどカーブをしており、今の基準で橋梁の新設が出来るかどうか判断するため、調査費を計上し検討する。

○竹嶋善彦委員

調査費を付けるということぐらいか。

●山下土木課長

橋梁を行う場合は、概略設計、予備設計、実施設計となるので、26年度については、最初の概略設計となる。

○竹嶋善彦委員

橋を作ることは大変だと思う。

●伊村副市長

大東・大須賀のごみ処理を満水区で了解していただくために、地元要望を詰めることと、ゴミを受け入れる事になった事との間にあまり時間がなかった。協定書には載っているが、詰めるべき事がある。地元から出た話は、昔は通れたから通学路も兼ねてと言うことだったが、話が膨らみ、軽トラックも通れたらということになってきた。その意味からまだまだ調整が必要という認識がある。仮に通学路だけの橋が良いのか、山口橋の方に歩道専用の橋を付けた方が利用度が高いのかという事もあり、慎重にやってきたいと思っている。地元とも協定もあるので、調査費を計上させていただいた。

○草賀章吉委員長

以上で質疑を終了する。

第8款 土木費

[維持管理課、説明 16:16~16:28]

[質 疑 16:28 ~16:43]

○竹嶋善彦委員

維持管理と道路管理などの区分けが分かりにくい。市での仕分けはどのようになっているのか。

●山本維持管理課長

維持管理課としては、細かな修繕予算は無く、大規模な舗装の修繕などの施工を行っている。昨年に維持管理課が出来たが、当時から、いろんな案件で当課に問い合わせがあるが、違う部署の内容でも、基本的に受付をし現場確認等はしている。

○竹嶋善彦委員

池下から資源ギャラリーに上っていく道がかなり痛んできている。鞍骨の池の方から登る途中までがかなり痛んできている。見ていただいているのかを確認したい。

●山本維持管理課長

舗装の長寿命化計画の中で市内全体を調査している。話があった、満水逆川線についても計画に入っている。しかしあまりにも舗装が痛んでいる箇所が多く、継続地区からやっているが、今後も地元の要望等も踏まえてやっていく。満水逆川線がいつできるかは未定だが、あまりにひどければ、補修などが必要だと思う。

○二村禮一委員

河川の草刈りだが、刈った後の草の対策は考えているのか。

●山本維持管理課長

河川の草刈り管理については、地元の方にもお願いしている。当課で業者に委託していることもあるが、刈った草はすべて刈り置きしている状態である。なかなか費用的も掛かるが、出来る範囲で処分まで出来ればと思うが、現状は刈り取るのに精一杯である。予算的に厳しいので処理については環境政策課と相談しながら、今後検討したい。

○二村禮一委員

多少条件を緩くして、野焼きが出来る対策はとれないのか。

●伊村副市長

野焼きが厳しいのは、条例と言うより苦情がある。田んぼで籾殻を焼いても苦情がある。その意味で難しくなった。

○中上禮一委員

草の処分については各地域でやっているが、処分に苦勞する。その辺を考えないと持続できないと思う。

●山本維持管理課長

市では、草刈りの時期を研究している。一般的には6月か9月が良いと言われている。当課で検証実験をして、今後推奨月間を考えていきたい。後始末については、市でも全て対応しきれない状態であり、草刈りに負担がない時期を研究していく。

○山本行男委員

以前課長にも話したが、山羊は研究する余地があると思う。体調管理もあるが、経費が 1/3 になっている。実践している所もある。草刈りも人口が減ってきているので、山羊にこだわらず、草を食べるような動物にしていく研究が必要ではないか。

●山本維持管理課長

前回お話をいただき、調べた結果、菊川市の川で放牧をしていたが、1頭では範囲は少ない。放牧となると、囲いや小屋が欲しいとなるとなかなかうまくいかないと思う。DVDを見せていただきたいと思うが、厳しいと感じている。キュウイフルーツカントリで何頭か飼っているが、貸し出しは不可能である。

○草賀章吉委員長

業者に委託する場合は綺麗にしてもらい、地域に任せただけの場合は費用を掛けてでも処分をして貰うといったように、もう少し、はっきりさせて現地に任せるとかしないと不公平感がでるのでは。県道などは県が主催になり、委託しているが事業者が全部持って行ってくれる。市道については、目安を作っても良いと思う。

●伊村副市長

大変な課題だと思う。考えているのは、法面を全て綺麗にしているが、つま恋に入ると分かるが、道路沿いは3から4メートルは綺麗に刈るが、その上は草が生い茂っている。あれでも良いという申し合わせになれば、例えば、川が有り道路が有り法面があっても、その道路から何メートルまで、その下は草が生えてても良いとなればかなり出来ると思う。先ほど課長が言ったように、つま恋の管理者に聞いたが、草は大きくなって刈ると大変であり、大きくなれない前に刈るということで、6月くらいと説明させてもらった。しかしまた9月に刈らないといけないが、それにより量を減らしていく。これを研究していくという説明だった。

○竹嶋善彦委員

道路から1、2メートルまでを刈ってもらっても、ツタはどうしようもなく伸びてくる。あれを枯らす方法をなんとかしないと、2、3ヶ月で刈った部分まで伸びてしまう。それを考えないといけないと思う。

●伊村副市長

実は今申し上げた方が、葛の退治の方法のノウハウも持っている。その成功例としては富士見台霊園もその方法で綺麗になった。以前はシルバーに頼んでいたが、草が生えてから頼んだため、議会でも管理が出来ていないと指摘があった。その人にやって貰ったら、草が大きくなる前に手入れをすることにして、管理費も下がり綺麗になった。そのノウハウを道路や河川の法面に導入できないかと思っている。葛などのツタも農薬を使って絶やしてしまえば、かなり安く済むので、研究をしていきたいと思っている。

○草賀章吉委員長

以上で質疑を終了する。

〔討 論〕
なし

〔採 決〕
議案第1号 平成26度掛川市一般会計予算については
全会一致にて原案とおり可決

7-2 会議の概要

平成26年3月14日（金）午前9時28分から、第1委員会室において全委員出席のもと開催。

②議案第6号 平成26年度掛川駅周辺施設管理特別会計予算について

〔 都市政策課、説明 9:29～9:34 〕

〔 質 疑 9:34～9:43 〕

○竹嶋善彦委員

駐車場の件、1時間無料施策をやったが、その成果どのような状況あったか98.7%で前年度を下回る数字や結果もあり、マイナスになって商店街がプラスになったのかその辺の評価は。

●榛葉都市政策課長

1時間無料の話が出たが、1年を通しては15分間の無料である。15分はちょっとした買い物程度の利用になり、若干影響があると思う。1日当たりの駅利用者をJRが調査しており、5年間で700人程度減っている。その影響が大きいと思う。駅利用者平均で、平成5年度には13,979人/日、平成23年度で11,030人/日となり、約3,000人減っている。その理由の分析はしていない。駅の利用者が駐車場を利用している人が多いと考ええると、駐車場利用者が減っている状況である。平成6年12,439人で1,500人くらい減り、そこから徐々に落ちて平成20年が11,670人、900人程度、平成21年11,025人で600人程度で、二段階で落ちている。

●新堀経済部長

1時間無料は街づくり株式会社が管理している駐車場については、年末12月1ヶ月のみ1時間無料としている。すでに3年目になっている。結果についてはもらっていない。

○高木敏男委員

184頁、特に激しい落ち方の駐車場はどこか。

●榛葉都市政策課長

駐車場で駅南第1、駅南第2、駅北の3カ所を管理している中で、12月末までの実績では、第1は98.8%、第2は98.8%、駅北は98.7%であり、平均的にどこも落ちている状況である。

○大石與志登委員

184頁、行政財産使用料は、どこになにを貸しているのか。

●榛葉都市政策課長

行政財産使用料は、駐車駐輪場の自動販売機と電柱の使用料である。

○大石與志登委員

自販機はどこに貸しているのか。

●中心市街地活性化推進室溝口室長

ダイードリンクと伊藤園である。ダイドーは営業所が駅南にあるため、直接貸している。

○草賀章吉委員長

駐車場の委託は、小笠山麓だが解散ではないのか平成26年度もそのままか。

●伊村副市長

26年度をもって解散のため、もう1年指定管理をする。小笠山麓も承知をしており、契約期間も26年度に切れる。市が建設すべき社会資本整備を第三セクター方式の国方式で行い、そこを随契でお願いして会社支援をしてきた。

○草賀章吉委員長

と言うことは、今後どのようなことが想定されるか。

- 伊村副市長
指定管理であるため、公募して有利な所に頼むのが原則となる。

- 草賀章吉委員長
以上で質疑を終了する。

[討 論]
なし

[採 決]
議案第6号 平成26年度掛川駅周辺施設管理特別会計予算については
全会一致にて原案とおり可決

③議案第8号 平成26年度掛川市公共下水道事業特別会計予算について

[下水整備課、説明 9:43 ~ 9:53]

[質 疑 9:53 ~ 10:17]

- 竹嶋善彦委員
管路の耐震化について、公共下水の配水管路はどのような物を使い、どの位の耐用年数で耐震、更新をおこなっていくのか年度計画を伺う。

- 石山下水整備課長
管路の耐震については、平成9年度以前は旧の基準である昭和56年の考え方を元にした設計となっており、現在の耐震基準として十分かまだ解っていないため診断の必要がある。それ以降を含めた耐震化の達成率は89%となっている。材質は、塩ビ管で耐用年数は50年を見込んでいる。掛川処理区、大東・大須賀ともに下水事業については、まだ古くからの事業でないため逆に耐震化に結びついている。残りの部分は56年以前の旧の基準でおこなっているので、更新するか調査をしている段階である。幹線は殆ど耐震化に結びついている状況である。

- 栗原通泰委員
保守点検のカメラについては、今後何年を掛けて実施していくのか。もし駄目な場所はどのように保守方法を取るのか。

- 石山下水整備課長
カメラ調査は毎年定期的におこなっている。最近、カメラ調査をマンホール毎にやったところ、飲食店など集中箇所は油などで詰まっている箇所があった。グリストラップという油分を取り除く装置は義務づけられているが、一度取り付けて掃除をしないと思うような機能が発揮できないため、管の詰まりが無いように適正な清掃と排水をお願いしている。カメラ調査は一度に実施できないので、年度計画を持ってやっている。

- 山本行男委員
公共下水は費用がかかる。人口動態も話題となっているが、そのなかで当初の整備計画通りやっているのか、あるいは見直しを考えているのか。

- 石山下水整備課長
現在の計画は23年度に計画が作られ、5年ごとに見直しをしているので、28年度に再度見直しする計画である。最近、国土交通省、農林水産省、環境省が統一指針を出している。都道府県に対して長期構想策定統一指針ということで、都道府県に対して長期ビジョンを策定するように、1月末に通達があった。公共下水が掛川処理区で言うと73年までになっているので、もう少し適正な事業手法に変えてやっていく。エリアの縮小をしても早く整備を推進していく指針である。しかし掛川の方針としては、そこまでいってないので、28年度の見直しに向けて全

体の見直が必要と考えている。今までは、各省の考えがあり、エリアの縮小が認められなかったが、そのようなことがもう少し容易にできると考えている。

○山本行男委員

国の柔軟な考え方は良いと思う。市民病院からの大幅な予定外というのは、何故そうなったのか。

●石山下水整備課長

25年度当初予算を積算するにあたり、新病院とタイコ、JXの使用料がどの程度か、確認して見込んだが、当初より少ない水量だった。問い合わせの時には最大値で回答してきたが実際にはフル稼働にはいかないため少ない水量となった。見込みでは、当初から2,400万円くらい減額になる。病院は25年度の使用料の見込みとしては2,179万8,000円だった、今の見込みとしては974万3,000円で1,200万円見込みが少なくなる。病院は既にフル稼働しているが、安全を見込んだため見込みが多かった。そのようにJX、タイコもかなり大きな見込みをご連絡いただいた。その数値から何割程度になるか試算すれば良かったが、そのままの数値で見込んだため、前年度と乖離したものとなった。使用料といえば、必ず接続数も伸びていくので、普通に考えれば徐々に増えていくが、そのような要因があり、前年度より少額となった。

○栗原通泰委員

242,243頁、総務費だが、予算が前年度より2,230万くらい多く提示されているが、説明欄でどの項目が増えているのか。

●石山下水整備課長

説明欄3の(1)下水道総合管理システム開発委託料が新規の事業を計上しているため。この部分が前年度より増えた。このシステムは今アナログ的な作業をしている。個別の受益者負担金データ、宅内排水設備のデータ、下水道排水システムデータとそれぞれ個別に管理している。さらに接続世帯は住宅地図を貼り合わせ、それを塗りつぶして管理している。そのため、作業が複雑な状態となっている。それを電算化し、データの連動性をもたせて、情報の統一的な管理を行い、スピーディーかつ間違いの無い管理を行っていききたい。

○栗原通泰委員

了解した。3地区全てをシステム化するのか。

●石山下水整備課長

そうである。

○草賀章吉委員長

全庁的なシステムの1つとして利用できるようにするのか。

●石山下水整備課長

パスコが地図情報を使っている。管財課にて統一的な全課に共同でできるように検討を行っており、その情報を借りてやっている。

○大石與志登委員

245頁、管理費、掛川浄化センター、大東、大須賀浄化センターを比較すると、一人の処理費が大東、大須賀がかなり高いが、原因はオゾンの設備の関係。オゾンによって汚泥を分解し、できるだけ汚泥処理を無くす目的で導入した。汚泥の処分手数料を考えるとそれだけの効果が出るのか。オゾンの設備だけでも電気料が掛かるため、掛川方式に改めたら、もっと下がるのではないかと、オゾンをやめて掛川方式に変更は可能か。

●石山下水整備課長

事業計画でもオゾン処理をすることになりますので、無くすのは大変である。運用方法を変更して、経費の削減をすることはできるので、26年度から大須賀浄化センターのオゾン処理の見直しを考えている。オゾン処理は統計を取ると、気温の高い時期が最も有効であり、20℃以上が有効のため、夏場の4ヵ月に限定して、それ以外は脱水をして処理をしていく。試算で

年間700万程度の経費削減が見込まれる。オゾンを使うので、使っていない部分は風力発電の売電収入が入る。そのように大須賀浄化センターは見直しをしていく。大東浄化センターも試算したが、風車もなく処理方法も違うため、経費削減に繋がっていないため、検討が必要と考えている。

○草賀章吉委員長

231頁、一般会計からの繰入金11億7,000万の推移が出るか。

●石山下水整備課長

24年度が9億9,300万、25年度は見込10億3,700万、26年度11億7,000万の見込みである。

○草賀章吉委員長

災害に強いのは合併浄化槽となりかなり高度になっているので、わざわざ管をを引かなくても良いのではないかととなっている、見直しは28年度からでは無く、今年度から見直しの作業にかかったらどうか。

●伊村副市長

23年度に見直ししたときの支障となったのは、縮小計画をすると補助金返還になる。全体区域を見込んで本管をいれているため、触れなかったため、先送り、先送りをやってきた。3省の通達を見たいと思うが、見直しができるなら早くやっていくべき、掛川市は区域を狭くして合併浄化槽を入れていきたいと言っていますので、研究して可能なら実施していきたい。

○大石與志登委員

節水型の機器が普及している中で、水道の使用料も減ってきた。その場合に水が少ないと管路に対する影響はないのか。

●下水整備係萩田係長

今のような原因により、濃度が高くなるものが流れるようになる。それによる管に対する影響はない。しかし処理場には濃度が高くなり負荷がかかり費用がかかる。

○竹嶋善彦委員

南部地域の津波対策について、震災をみると下水の復旧が大変と聞いている。大東、大須賀の管理システムの事務所は耐震、津波対策はどうか。

●下水整備係萩田係長

大東処理場はレベル2の被害想定として1,7メートルの浸水、大須賀浄化センターの浸水は見込んでいない。全て耐震化の建物になっている。その結果、心配されるのは大東処理区の津波対策であり、今後、県が策定する沿岸の整備計画が出た段階で大東浄化センターの津波対策の検討に入りたいと思う。

○大石與志登委員

大須賀浄化センターは液状化対策はどうか。

●萩田

浄化センターを建設時に液状化の検討は行っている。液状化は無いと考えている。

●伊村副市長

キャタラーが2mの高さで会社の廻りに防潮壁を作っている。県が推計した津波の波形をみてやれば、そのような工事をやれば対策をとれることも大分はっきりしてきたので、大東の処理場については、大変だと騒ぐだけでなく、個別の対策が出来ると思う。キャタラーの件はスーパーゼネコンが試算して2mで良いということになった。見てきたが、それほど大がかりな工事ではなかった。指針が出た段階でしっかり手を打っていく。

○草賀章吉委員長

以上で質疑を終了する。

[討 論]
なし

[採 決]

議案第8号 平成26年度掛川市公共下水道事業特別会計予算については
全会一致にて原案とおり可決

④議案第9号 平成26年度掛川市農業集落排水事業特別会計予算について

[下水整備課、説明 10:17 ~ 10:20]

[質 疑 10:20 ~10:24]

○竹嶋善彦委員

日坂、土方、上内田の農業集落排水について接続率はどうゆう状況か。

●石山下水整備課長

大きな変化はない。今年度の見込みとしては、日坂が89.7%で前年より1%伸びている。海戸は前年同様に100%である。土方地区が前年度91.9%で今年度は92.2%、上内田が87.5%から88.2%、全体では90.3%から今年度90.8%を見込んでいる。

○大石與志登委員

271頁、管理費だが、土方・海戸地区だけ電気料、薬品代、汚泥処分手数料が入っているが、他は施設管理委託料に含まれているのか。

●石山下水整備課長

日坂と上内田は、中遠環境保全に一括で契約しており、その中に含まれている。

○草賀章吉委員長

歳入265頁、一般会計から1億6,400万の繰り入れとなっているが、24年度、25年度はどうか。

●石山下水整備課長

24年度は1億5,822万1,000円、25年度は1億6,333万4,000円を見込んでいる。

○高木敏男委員

269頁、原子力立地給付金の基準は。

●石山下水整備課長

農業集落排水事業を行っている大東処理区の土方・海戸地区の電気料に見合っただけの給付である。電気料使用実績に基づいてである。

○草賀章吉委員長

以上で質疑を終了する。

[討 論]
なし

[採 決]

議案第9号 平成26年度掛川市農業集落排水事業特別会計予算については
全会一致にて原案とおり可決

⑤議案第10号 平成26年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業特別会計予算について

[下水整備課、説明 10:24~ 10:30]

[質 疑 10:30~10:40]

○竹嶋善彦委員

東山口は25年度で完了したが全体の達成率どうか。前からの合併浄化槽を含んでも良い。先ほど説明でもあったが、河川の水質検査を行っているが、そのあたりのデータも気にしながら取り組んできたので、年に1回くらい市民に公表したらどうか。

●石山下水整備課長

東山口の設置の状況は平成21年度から始めて区域内710軒が対象となり、519基（個人設置も含む）の設置となり設置率は73.1%である。

●鈴木下水整備課主幹

水質検査については、隣接する河川で年一回検査を行っている。今年度は2月末に行った。データ（BOD）については、周辺の農地からの水も入ってくるため、思ったような数値の変化はないが、概ねの状況は下がっている。

○竹嶋善彦委員

設置を促進した人からすると、川が綺麗になったとか、鮎が上ってきたとかが話題になりながら取り組んできた。現実的には水質浄化が数値的には出なかったと言うことだが、水は綺麗になっていると思う。

●伊村副市長

環境では逆川の本線の調査をやっているが、長期トレンドで見るとかなり改善されている。水量の多いときと少ないときがあるので、年に数回やっているが、平均を見てもかなり改善されている。

○高木敏男委員

303頁の浄化槽の不適切な利用とはどのような事例かまた、件数は。

●石山下水整備課長

件数的なデータは把握していないが、例えば台所の排水で油をそのまま流したりすることが一番多い事例である。また洗剤を大量に使ったりするとそのまま流れてしまう。家庭では油の関係である。飲食店は油分を取り除く装置の定期的な点検をすれば問題ないが、中には設置がなかったりするので啓発運動をやっていきいたいと思う。

○大石與志登委員

305頁の一時借入金利子の15万円だが、その前の農業集落排水もそうだが、議案第9号と議案第10号に記載されている一時借入金は2億円、全体の予算は農業集落排水事業特別会計が約2億3,600万円で、浄化槽市町村設置推進事業特別会計が約3億9,000万円であり、特に農業集落排水の方は予算に近いくらいの一時借り入れ額になっているが、これは必要ないのではないか。一時借入金の利子とあまりにも乖離しすぎているかと思う。

●石山下水整備課長

今後、精査していきたいが、農業集落排水事業については既に工事が完了しており、維持管理が中心となっている。農業集落排水事業については不測の事態に対応出来るように記載されている。市町村設置については、年々設置数が増えているので管理費が増えている。また、寄付もあり修繕費も増えている。そのため、維持管理が毎年増加している状況のため、ある程度対応出来るようにしてある。

○大石與志登委員

必要あれば良いが、一時借り入れ金と乖離しすぎている感じがする。出来るだけ適正な額を設定した方が良いのではと思う。

●安藤環境経済部長

今後の状況を見ながら財政局と検討していく。

○草賀章吉委員長

過年度の一般会計からの繰り入れの額を教えてください。

●鈴木下水整備課主幹

24年度の決算では4,100万円、25年度の決算見込みは6,100万円、そして来年度は7,100万円を見込んでいる。

○草賀章吉委員長

一般会計が膨らむだけなので、見直しを考えて欲しい。

●伊村副市長

見て分かるとおり、かかる経費より収まる使用料が少ない。これの対極にあるのが個人設置の人である。この人たちには恩恵がなくやっているの、市町村設置は農業集落排水事業の代替えとしてやっており、市町村設置を拡大していくようにとの話もあり、拡大することと費用負担を両立するようにしていきたい。市民が知ると不公平と感ずることにもなるので、検討していきたい。

○草賀章吉委員長

以上で質疑を終了する。

[討 論]

なし

[採 決]

議案第10号 平成26年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業特別会計予算については
全会一致にて原案とおり可決

[休憩 10:41 ~ 10:48]

⑦議案第30号 掛川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

[環境政策課、説明 10:48 ~ 10:50]

[質 疑 10:50 ~10:59]

○竹嶋善彦委員

捨てた物を持って行くことに対する罪悪感がどれだけあるのか。まだ使えると思って持って行くと思うが、これを設置する主な理由はどこにあるのか。

●榛村環境政策課長

現在の状況は、今年度が特に目立って発生している状況である。主に駅南が多く、下俣南区、杉谷南区、亀の甲区、長谷区、青葉台区である。あと、城西区や下垂木区も持ち去りが発見された状況である。経済状況で資源物等が袋ごと持ち去られるケースが目立ってきている。その状況に対応して条例改正を行うものである。

○竹嶋善彦委員

何を持って行くのか。

●榛村環境政策課長

掛川区域内だと燃えないごみの袋を持って行くので、小型家電や金物類が入っているので、その中から資源物を取り出していると思われる。

○山本行男委員

磐田も制定していると思うが、罰則規定がないが、名前の公表などの規定の検討はどうしたのか。

●榛村環境政策課長

罰則規定についてはどのような形が良いか検討した。現在は袋井市と情報交換しているが、袋井市は何もない。罰則規定については、所有権をしっかりと確定し、警察とタイアップして取り締まりの強化を図っていききたい。ただし、頻繁に発生すれば検討していききたい。

○山本行男委員

この前、西山口の区長会でも話が出たが、ゴミが減って良いのではないかという話もあった。集積場にごみを出した段階で掛川の財産になると思う。それを持って行くのは泥棒と同じで警察も捜査ができるという事で良いか。

●榛村環境政策課長

所有物を持ち去ることになり、警察の取り締まりの対象となる。

○高木敏男委員

公表する場所はあるのか。

●榛村環境政策課長

現在の状況では、玄関前の掲示板やHホームページ、広報を考えている。

○栗原通泰委員

持ち去られた集積場に貼り出すことは出来ないのか。

●榛村環境政策課長

その場所も入れていききたい。

○草賀章吉委員長

条例を作った後の告知はゴミの集積場に当然掲示すると思うが予算は組んでいるか。

●榛村環境政策課長

告知の方法があるので、そのような場所も検討していききたい。現在も職員が週1回、回って指導している。そのような時にもチラシの配布を考えていききたい。

●伊村副市長

出した人たちは、ゴミは市で処理して欲しいと思っている。以前、ゴミの分別の説明会に行ったときに、地区のクリーン推進員が持ってきたゴミを確認して指導するのはプライバシーの侵害と言った人もいた。出した人は袋に入れた後は市が責任を持って処理してもらえらると思って、ある意味では税金も納めていただいているので、しっかりやっていききたい。最近、資源物を狙った窃盗の動きがある。出したごみは集積場に出した段階で市の管理課になるという判例も出ている。缶や瓶を集積場のかごに出したものを持って行ったときには、窃盗罪の対象となる。さらに抜き取った後のゴミを捨てれば廃棄物処理法違反の対象となる。毎年市内でもそのような事例があるので、それを考えると条例に罰則規定という考えもあるが、そのようなことから判断して必要ないではないかとした。

○草賀章吉委員長

罰則よりもしっかりした告知をするべきと思う。

●伊村副市長

ゴミの集積場をご覧いただくと市で作成した書類をラミネート加工して止めてある。あれで大体2年くらい持つので、課の方で十分対応出来ると思う。

○竹嶋善彦委員

何か所かに家電を無料で引き取る所があって、最近無くなったように思うが、その関連で資源ギャラリーへの家電製品が増えている状況があると思うが、そのよう引取場所は自由に出来るのか。制約はあるのか。

●榛村環境政策課長

まだそのような場所は市内にある。それは無料回収としてやっており法律の規制がない。しかし道路にはみ出したり、周辺の迷惑になるのでそれを基準として課として指導している。警察に入ってもらっている。まだ無くなっていない。

○草賀章吉委員長

以上で質疑を終了する。

[討 論]
なし

[採 決]

議案第30号 掛川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については
全会一致にて原案とおり可決

⑧議案第31号 掛川市農業委員会の委員の定数等に関する条例の一部改正について

[農林課、説明 11:00 ~11:01]

[質 疑 11:01~11:02]

○草賀章吉委員長

花屋敷には農地があるのか。

●鈴木農林課長

元々山林と農地が有り、今住宅地の造成と同時に被補助土地改良として農地造成も併せてやっている。

○草賀章吉委員長

以上で質疑を終了する。

[討 論]
なし

[採 決]

議案第31号 掛川市農業委員会の委員の定数等に関する条例の一部改正については
全会一致にて原案とおり可決

⑥議案第19号 掛川市空き家等の適正管理に関する条例の制定について

[都市政策課、説明 11:03 ~ 11:07]

[質 疑 11:07~11:32]

○二村禮一委員

去年の10月に浜松屋が火事になったが、そこはこの条例に当てはまらないのか。

●榛葉都市政策課長

浜松屋が火災前から問題となっていた。条例に当てはめると、倒壊するかしないかを判定基準にそってやるが、火災前は倒れないので該当しない。今回の条例の目的は、ほんとに倒れて第三者に危害を加える。例えば、倒壊して道路を歩いている人に危害を加えるとか、倒れると

隣の家に寄りかかってしまうという物に対して適用していく条例となる。建物が空き家だからすぐ適用と言うことにはならない。今の状況だと、浜松屋は旅館という形なので、県が法的には所管する物件となっている。火事になり一部は取り壊したことによる残骸については、飛散としての対処は必要だが、取り除くことはこの条例では対応出来ない。

○高木敏男委員

この条例は北門があるという話を聞くが、11条には正当な理由なくという言葉があるが、思い出があり潰すのがつらいという理由があった場合には、裁判になるのか。相手側の言い分の正当性は委員が決めるのか。

●榛葉都市政策課長

北門があり、放置すると危険ということで条例化することになった。正当の理由とは、建物を潰すというのは一方的に行政が言うことはできない。安全が確保されていけば言わない。北門については、空き屋等の危険度判定調査は調査1と調査2があり、調査1は建物が第三者に危害を与える所にあるかどうか。道路に沿っている。隣の家と近い。例えば、6メートルの家なら、隣の家と最低でも6メートル離れていないと危険となる。道路沿いでも同じ事が言える。その状態かどうかを判定する。それで危険となれば、調査2に入り、木造住宅だと、構造、外壁、柱、梁、屋根を点数化して、100点を超える場合には倒壊するという判定をする。そのような建物に対して、思い入れがあるから残して欲しいと言っても、正当な理由にならない。そのような建物に対して、改善要望をしていく。

○竹嶋善彦委員

それ以上に困っていることがある。指導できるようなものがあって欲しい。

テレビに出てくるようなゴミ屋敷が出てくるかもしれない、そのような事例に対応するための迷惑条例はあるのか。

●榛葉都市政策課長

この条例には市民からの情報を求め、行政もパトロールを行うことになる。ゴミ屋敷や宅地に草が生い茂っているなどの情報は全て受けたいと思っている。市として全庁体制で取り組むので、この条例の適用外については、環境政策課のマナー条例に沿って指導していくことを考えている。

○山本行男委員

空きや条例は代執行が出来るので踏み込んだ対応が可能となる。1つには固定資産税の1/6の軽減がネックになっていて、解体費用が数百万掛かり踏み切れない。なかなか固定資産の軽減がネックとなり、持ち主が踏み切れないと言うことがある。北門の所を更地にすると、税金が上がることを承知しているのか。

●榛葉都市政策課長

税については、建物があれば軽減され通常の1/6の土地の固定資産税となるが、税の基準日は1月1日なので、今対象となっても、通常の税金は掛からない。さらに税務課ではもう一年猶予ができるルールがあるので、その間に土地利用を考えて貰おうと思っている。決まり次第、条例改正を考えていきたい。

○山本行男委員

今回の議会は人口動態が話題となっている。杉谷の団地を開発しているが、新規の大型団地は控えるべきだと思う。空く団地になることが分かっている。取り組みをやっている自治体はそういう方向よりも、例えば葛ヶ丘団地から出たいという人も結構いる。まちなかに住みたいと言う人もいる。全体像の中の位置づけを考えていると思うが、空いたところはリフォームをして安くして他市の若者に来てもらったり、アパートに住んでいる人を買って貰うようにシフトしていくような必要では。あまり開発ではなく、現状を活用していくことにシフトの必要があるのではないか。

●伊村副市長

議論があることは承知しているが、若い人の要望を聞くと住む家は中古をリフォームより新

築としてローンを組む人がまだまだ多いので、今回のような新規宅地の供給をしないと、菊川のマンションを買ったり、袋井の愛野があれば出てしまう。どうしても掛川でという需要があり答える必要がある。もう一つ、団地の中で住まないの、解体して更地にして売りますと言えば葛ヶ丘でもかなり需要があると思う。しかし、家があるので、上乘せして売る。本当は、更地にして新しい家を建てたいので、解体費が余分に掛かる。坪単価にすると、100坪なら5万、80坪なら6万くらい上乘せになってしまう。そこがネックになっている。葛ヶ丘も旭が丘も秋葉路もそうなると思う。その仕組みが出来ないと難しい。旭が丘でも1年以上も売り家となっていて買い手が付かない状態となっている。調べてみるとそこが問題となっている。せめて解体費くらい出ればと思うが、家を付けて高く売ってマンションに入りたいという思いもある。先ほどの固定資産税の減免が無くなるというのは、条例の思想というのはいつ倒壊しても分からないような家を建てているというのは、その状況の人が固定資産税のことを主張するのは権利の乱用だと考えている。健全な市民生活を送るときには、1人の市民として果たすべき役割があって、それは最低限他人に迷惑を掛けないのが原点にある。市が専門家を入れても危ないと言ったときに、それじゃあ固定資産税をどうするかとなれば、権利の乱用だとして割り切ってやれたらと思う。課長が言ったように、税制上の免除があるが、表に出ても良いので、ごまかさずに、市から堂々とと言っても良いと思う。

○栗原通泰委員

第2条に定義が示されており、その中の(2)に、空き家等を所有し、又は管理する者という定義がある。その考え方からすると、全ての面で所有者等という中に該当すると思う。例えば公表するにしても、所有者ではなくて管理する者の名前が出る可能性もある。しかし、そこまでは責任を負えないとなった場合の拒否は認められるのかどうなのか。商売をやっている人と、個人的に管理を依頼された人たちを考えると、この定義によって強制的に執行されると非常に消極的な姿勢になってしまうのではないか。その辺の考えたかはどうか。

●榛葉都市政策課長

一般的な個人住宅については、土地の所有者と建物の所有者は同じだと思う。今おっしゃった浜松屋は土地も法人、建物も法人となっている。それに対して、ここの書き方はいろんな組み合わせで持っているものに対して対応出来るようにしている。建物を所有している人に対して駄目という意味をはっきり示すという形である。

○大石與志登委員

この条例で一番難しいのは、代執行の関係だと思うが、財産権の絡みもあり慎重に実施しなければならぬと思う。審査会のメンバーはどのような人か。審査会のメンバーはよほど専門家のメンバーを入れないと、後々いろんな課題が出ると思うが、それ辺のメンバーはどのような人なのか。

●榛葉都市政策課長

審査会のメンバーは第14条に示しているが、委員は5人以内としている。今考えているメンバーは、建築士会から技術的な面から判断して貰うために2人、抵当権などの権利の関係もあるため弁護士を1人、市民の立場から自治会から1人、不動産登記の関係もあり司法書士または行政書士を1人として考えている。

○中上禮一副委員長

第9条に支援という言葉が出ているが、国でも支援をしていると思うが、見てみるとなかなか該当しないということで、実際には難しいと思うが、必要な支援とはどのようなことか。

●榛葉都市政策課長

一番理想的なのは補助することが支援としては良いと思うが、それは考えていない。もう少しソフト的な面で、例えば取り壊す方向にあったり、あるいは、改善したい方向にあると言ったときに、解体業者などの紹介や見積りへの依頼や、地元との折り合いの調整、事務的支援としては、登記の調査、税務課で税金の調査などをしていきたいと思う。

○山本行男委員

できない大きな要因としては、3つあると思う。税金の1/6の減免、お金、解体、そして所

有者不明の部分だと思う。前回の全員協議会でも言ったと思うが、実際に市内で把握している物件はいくつあるのか。

●建設指導室米山室長

この条例に該当するであろう建物は、約10棟程度ある。その10棟のなかでも連絡が取れている方は改善の方向で話を進めている。その中で、手に負えない状況は浜松屋である。

○草賀章吉委員長

市民に対して、マナー条例や空き家条例や、廃棄物の処理に関する条例などの市民に密着した条例をどのように徹底していくかを考えたときに、通知だけではなく、理事区長会でしっかり説明し、それぞれの理事区長が地域に持って帰って各地区に周知してもらう。もし意見や要望があったときに、市民から直接連絡があったら大変なので、市民から意見の集約も区長にやって貰うような仕組み作りも必要ではないか。

●榛葉都市政策課長

委員長がおっしゃったように、一度に多数の連絡があると事務の繁雑に繋がるので、そのような形で説明していきたいと思う。

○草賀章吉委員長

いろんな条例があるので、市民に関わりのあるものセットにして、周知して欲しい。

●榛葉都市政策課長

そのようにしていく。

○草賀章吉委員長

以上で質疑を終了する。

[討 論]

なし

[採 決]

議案第19号 掛川市空き家等の適正管理に関する条例の制定については
全会一致にて原案とおり可決

⑨議案第32号 掛川市営住宅管理条例の一部改正について

[維持管理課、説明 11:32 ～ 11:35]

[質 疑]

なし

[討 論]

なし

[採 決]

議案第32号 掛川市営住宅管理条例の一部改正については
全会一致にて原案とおり可決